

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和43年11月から44年3月まで
③ 昭和46年7月から47年3月まで

私は、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

なお、夫が生存中であつた申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は、9か月と比較的短期間である上、国民年金被保険者台帳によると、申立期間③前後の期間における申立人の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は無いことから判断すると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は申立人の夫の分と一緒に集金人に納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和39年9月30日に申立人の夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、36年4月から37年6月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年7月から39年3月までの期間は過年度納付によることとなるため、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられる上、申立人も国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、申立人の夫も未納とされていることが確認できることから、申立人についても、当該期間に係る国民年金保険料を納付していなかったものと考えることが相当である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月3日から25年6月1日まで

私は、昭和23年3月3日からA社に貨物運転手の助手として勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が25年6月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以後に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた事業所が保管する履歴書の職歴欄を見ると、「昭和24年1月 A社入社」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、昭和24年1月からA社に勤務していたことがうかがわれるところ、申立人は、「この履歴書の記載内容は正確なものではない。」旨を供述している上、当時の同僚の供述からは、申立人の同社での勤務開始時期を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、A社の入社時には既に同社に勤務していたとして、申立人が氏名を記憶する複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険に未加入又は申立期間中に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、A社での厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、同社に入社したとされる日から最短で0か月及び最長約8年経過した日に同社で厚生年金保険の被保険資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

加えて、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 9 月 1 日まで

私は、平成 4 年 9 月 1 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 5 年 9 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間の頃において、A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社での勤務開始時期を特定することはできない。

また、当時の複数の同僚からは、「申立人は中途採用者であった。当時、中途採用者には入社後数か月から 1 年間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に未加入であった。」旨の供述が得られた上、オンライン記録によると、入社日を記憶する複数の同僚は、入社後 1 か月から 12 か月経過した日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、中途採用者の入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、複数の同僚の A 社での雇用保険加入期間は、申立人と同様、オンライン記録と一致していることが確認できる上、B 健康保険組合（A 社が加入していた健康保険組合の後継組合）が保管する記録によると、申立人の同社での被保険者期間も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。